

郡山市保育施設等新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、保育環境改善等事業等に要する経費に対し、補助金を交付することに関し、認可保育所等設置支援の実施について（令和5年4月19日付こ成保第15号こども家庭庁成育局長通知。以下「実施要綱」という。）、令和5年度（令和4年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和4年度第2次補正予算分）分）交付要綱（令和5年7月14日付こども家庭庁長官発こ成事第356号）及び郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）及び子ども・子育て支援交付金の交付について（令和5年7月31日付けこ成事第365号）別紙子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、実施要綱別添5の保育環境改善等事業及び国交付要綱第3条第12項の病児保育事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（法第35条第4項の規定により認可を受けた保育所に限る。）
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- (3) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、法第34条の15第2項の認可を受けた者
- (4) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業のうち、法第34条の15第2項の認可を受けた者
- (5) 法第59条の2に規定する届出を行っている認可外保育施設（居宅訪問型を除く。）
- (6) 法第34条の18第1項に規定する届出を行っている病児保育事業のうち、郡山市病児保育事業費補助金交付要綱（平成30年3月30日制定）により補助金の交付を受けている者

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費は感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、謝金、会議費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費及び備品購入費（以下「補助対象経費」という。）とし、補助金の額は別表で定める補助上限額を上限とし、予算の範囲内で定める額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の対象期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和6年3月31日までに、規則第4条に規定する補助金等の交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書等の写し

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により補助対象事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の規定による交付申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付の条件）

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

（額の確定）

第8条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額決定通知書は、省略するものとする。

（消費税等仕入控除額の確定）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（別記様式）により、速やかに市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合には、補助金の交付を受けた者に当該消費税等仕入控除税額に係る補助金の全部又は一部の返還を請求しなければならない。

（財産処分の制限）

第10条 事業により取得し、又は効用の増加した価格が500,000円以上の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してならない。

2 市長の承認を受けて財産を処分することにより補助金の交付を受けた者に収入があった場合において、市長は、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

3 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月11日から施行し、改正後の郡山市保育施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金の規定は、令和3年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の郡山市保育施設等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、改正後の郡山市保育施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月10日から施行し、改正後の郡山市保育施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金の規定は、令和4年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の郡山市保育施設等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、改正後の郡山市保育施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月4日から施行し、改正後の郡山市保育施設等新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金の規定は、令和5年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の郡山市保育施設等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金交付要綱及び郡山市保育施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、改正後の郡山市保育施設等新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

別表（第4条関係）

定員区分	補助上限額
19人以下	300,000円
20人以上59人以下	400,000円
60人以上	500,000円

※「定員」については、令和5年4月1日時点の定員とする。

年度途中で閉所した施設等においては、閉所時の定員とする。

本要綱第3条第6項の病児保育事業者は、定員区分関係なく補助上限額を1施設300,000円とする。